

○ 解釈編

平成30年5月改訂版での項目		(ページ)
解 1 - 1	スポーツの練習場	解-1
解 1 - 2	床面積が50㎡を超える居室	解-2
解 1 - 3	長屋の取扱い	解-3
解 1 - 4	物品販売業を営む店舗・百貨店	解-4
解 1 - 5	居室	解-5
解 1 - 6	冠婚葬祭場	解-6
解 1 - 7	ビニールハウス	解-7
解 1 - 8	バイク置場	解-8
解 1 - 9	別棟	解-9
解 1 - 10	構造を異にする建築物の棟	解-10
解 1 - 11	小規模な鋼製の置型倉庫	解-12
解 1 - 12	サービス付き高齢者向け住宅	解-13
解 1 - 13	堅穴区画適用外の一戸建ての住宅	解-14
解 2 - 1	塀の控壁	解-15
解 2 - 2	3階以上の鉄骨造の建築物の柱の防火被覆	解-16
解 3 - 1	採光有効面積の算定	解-17
解 3 - 1	採光有効面積の算定	解-17
解 3 - 1	採光有効面積の算定	解-17
解 3 - 2	換気上有効な開口部	解-20
解 3 - 2	換気上有効な開口部	解-20
解 3 - 3	火を使用する室に設けなければならない換気設備等について	解-21
解 3 - 4	延焼のおそれのある外壁面等に設ける防火覆いについて	解-22
解 3 - 5	ボイラーの煙突に関する構造基準の適用について	解-23
解 4 - 2	直通階段	解-24
解 4 - 3	屋外階段からの避難	解-25
解 4 - 4	敷地内の通路	解-26
解 4 - 5	維持管理上常時鎖錠状態にある出入口	解-28
解 4 - 6	屋外避難階段付近へのガス機器の設置について	解-29
解 4 - 7	屋外階段	解-30
解 4 - 7	屋外階段	解-30
解 4 - 8	避難上有効なバルコニー	解-31
解 4 - 8	避難上有効なバルコニー	解-31
解 4 - 9	非常用の進入口	解-33
解 4 - 9	非常用の進入口	解-33
解 4 - 9	非常用の進入口	解-33
解 5 - 1	排煙口の外部空間との関係について	解-38
解 5 - 2	天井から下方80cm以内の距離について	解-40
解 5 - 3	排煙設備の設置について	解-41
解 5 - 4	防煙区画について	解-42
解 5 - 5	排煙設備の構造について	解-43
解 5 - 6	非常用の照明装置	解-44
解 6 - 1	昇降路の防火区画(たて穴)について	解-46
解 6 - 2	非常用エレベーターの乗降ロビー	解-47
解 6 - 3	エレベーターの非常用連絡装置について	解-48
解 7 - 1	道路幅員の測定方法	解-49
解 7 - 2	法第42条第2項による道路	解-50
解 7 - 3	長屋の敷地内の通路	解-51
解 7 - 4	道路と敷地の間に水路等がある場合の接道	解-53
解 7 - 4	道路と敷地の間に水路等がある場合の接道	解-53
解 7 - 4	道路と敷地の間に水路等がある場合の接道	解-53
解 8 - 1	第一種低層住居専用地域内の建築	解-54
解 8 - 1	第一種低層住居専用地域内の建築	解-54
解 8 - 2	第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域内の建築	解-55
解 8 - 3	社会福祉関連施設の用途規制	解-57
解 9 - 1	床面積・建築面積の算定方法	解-58
解 9 - 1	床面積・建築面積の算定方法	解-58
解 9 - 1	床面積・建築面積の算定方法	解-58
解 9 - 1	床面積・建築面積の算定方法	解-58
解 9 - 1	床面積・建築面積の算定方法	解-58
解 9 - 1	床面積・建築面積の算定方法	解-58
解 9 - 1	床面積・建築面積の算定方法	解-58
解 9 - 1	床面積・建築面積の算定方法	解-58
解 9 - 1	床面積・建築面積の算定方法	解-58
解 9 - 1	床面積・建築面積の算定方法	解-58

令和5年4月改訂版での対応項目	
総 2 - 5	スポーツの練習場
単 9 - 1	床面積が50㎡を超える居室
-	削除
総 2 - 6	物品販売業を営む店舗・百貨店
総 1 - 4	居室
総 2 - 1	冠婚葬祭場
総 1 - 1	建築物
総 2 - 7	バイク置場
総 1 - 2	1の建築物
雑 3 - 1	別棟と扱う構造を異にする建築物の棟
総 1 - 1	建築物
総 2 - 4	サービス付き高齢者向け住宅
単 5 - 2	堅穴区画適用外の一戸建ての住宅
単 1 - 1	補強コンクリートブロック造の塀の控壁
単 1 - 2	3階以上の鉄骨造の建築物の柱の防火被覆
単 2 - 1	採光有効面積の算定(敷地内に2棟ある場合及び開口部の外側に梁等がある場合)
単 2 - 2	採光有効面積の算定(吹きさらしの廊下・バルコニー等に面する居室)
単 2 - 3	採光有効面積の算定(縁側等がある場合)
単 2 - 5	換気上有効な開口部
単 7 - 1	開口部と外部空間の関係
-	削除
単 3 - 1	換気設備等の防火覆い
単 5 - 7	ボイラーの煙突に関する構造基準
単 6 - 2	直通階段
単 6 - 8	屋外への出口
単 8 - 5	敷地内の通路
単 6 - 9	維持管理上常時鎖錠状態にある出口
単 6 - 7	避難階段とPS
単 6 - 5	屋外階段
雑 2 - 2	屋外階段に設けるルーバー、格子等
単 4 - 5	木三共の避難上有効なバルコニー
単 6 - 4	避難上有効なバルコニー
単 8 - 2	非常用の進入口が面する道又は通路
単 8 - 3	非常用進入口及び代替進入口の屋外からの進入を妨げる構造
単 8 - 4	非常用の進入口と代替進入口
単 7 - 1	開口部と外部空間の関係
単 7 - 2	天井から下方80cm以内の距離
単 7 - 3	排煙設備の設置免除
単 7 - 5	防煙区画
単 7 - 6	排煙設備の構造
単 8 - 1	非常用の照明装置
単 5 - 1	昇降路の堅穴区画
単 10 - 6	非常用エレベーターの乗降ロビー
単 10 - 4	エレベーターの非常用連絡装置
集 1 - 1	道路幅員に含まれる範囲
集 1 - 2	法第42条第2項による道路の後退
条 1 - 7	長屋の敷地内の通路
集 1 - 1	道路幅員に含まれる範囲
集 1 - 4	敷地の接道
集 3 - 2	容積率を算定する場合の前面道路の幅員
集 2 - 1	第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅
集 2 - 2	第一種低層住居専用地域内に建築することができる建築物
集 2 - 3	第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域内の建築物の用途の扱い
集 2 - 4	社会福祉関連施設
総 3 - 1	床面積における用語の定義
総 3 - 2	ピロティ
総 3 - 3	ポーチ・寄り付き
総 3 - 4	公共用歩廊・傘型・壁を有しない門型・片持梁構造
総 3 - 5	吹きさらしの廊下・バルコニー・ベランダ
総 3 - 6	バルコニー下
総 3 - 7	屋外階段
総 3 - 8	エレベーター・パイプシャフト等
総 3 - 9	給水タンク・貯水タンク

解 9 - 1	床面積・建築面積の算定方法	解-58	⇒	総 3 - 10	出窓
解 9 - 1	床面積・建築面積の算定方法	解-58	⇒	総 3 - 11	機械式駐車場・ラック式駐輪場
解 9 - 1	床面積・建築面積の算定方法	解-58	⇒	総 3 - 12	体育館などのギャラリー等
解 9 - 1	床面積・建築面積の算定方法	解-58	⇒	総 3 - 13	軒下
解 9 - 1	床面積・建築面積の算定方法	解-58	⇒	総 3 - 14	敷地内の通路
解 9 - 1	床面積・建築面積の算定方法	解-58	⇒	総 4 - 1	基本的な建築面積の算定方法
解 9 - 1	床面積・建築面積の算定方法	解-58	⇒	総 4 - 2	公共用歩廊・傘型・壁を有しない門型・片持梁構造
解 9 - 1	床面積・建築面積の算定方法	解-58	⇒	総 4 - 3	吹きさらしの廊下・バルコニー・ベランダ
解 9 - 1	床面積・建築面積の算定方法	解-58	⇒	総 4 - 4	屋外階段
解 9 - 1	床面積・建築面積の算定方法	解-58	⇒	総 4 - 5	出窓・軒下
解 9 - 1	床面積・建築面積の算定方法	解-58	⇒	雑 2 - 1	吹きさらしの廊下等に設けるルーバー、格子等
解 9 - 2	建築物の屋上に設けられる昇降機の乗降ロビー	解-82	⇒	総 5 - 1	高さに算入しない屋上部分
解 9 - 2	建築物の屋上に設けられる昇降機の乗降ロビー	解-82	⇒	総 5 - 5	階数に算入しない屋上部分
解 9 - 3	建築面積の敷地面積に対する割合の緩和	解-83	⇒	集 3 - 3	建蔽率の角地緩和
解 9 - 4	道路の幅員と建築物の高さ	解-84	⇒	集 5 - 1	道路斜線（1の前面道路に接する場合）
解 9 - 4	道路の幅員と建築物の高さ	解-84	⇒	集 5 - 2	道路斜線（2以上の前面道路に接する場合）
解 9 - 5	道路斜線の制限の緩和（セットバック等）	解-90	⇒	集 5 - 3	道路斜線（セットバック緩和）
解 9 - 6	里道・水路等の空地による緩和	解-91	⇒	雑 2 - 3	里道・水路等の空地による緩和
解 9 - 6	里道・水路等の空地による緩和	解-91	⇒	雑 2 - 4	令第128条に規定されているその他の空地
解 10 - 1	延焼のおそれのある部分	解-94	⇒	雑 2 - 3	里道・水路等の空地による緩和
解 10 - 2	外壁の開口部	解-95	⇒	単 3 - 2	主要構造部が不燃材料で造られた付属建築物
解 10 - 2	外壁の開口部	解-95	⇒	単 3 - 3	外部空間として取り扱う自動車車庫等
解 10 - 2	外壁の開口部	解-95	⇒	単 3 - 4	階段室型共同住宅の階段の屋外側の開放部分
解 10 - 3	防火設備とみなすので壁・塀等について	解-99	⇒	-	削除
解 10 - 4	令第117条第2項区画の配管貫通について	解-100	⇒	単 6 - 1	令第117条第2項第1号区画の配管貫通
解 10 - 5	特殊な形式の倉庫	解-101	⇒	雑 3 - 2	特殊な形式の倉庫
解 10 - 6	中空壁に設置するコンセント等について	解-104	⇒	単 5 - 4	防火区画の中空壁に設けるコンセント等
解 10 - 7	煙突の屋根面からの垂直距離	解-105	⇒	単 5 - 6	煙突の屋根面からの垂直距離
解 10 - 8	防火上主要な間仕切り壁について	解-106	⇒	単 5 - 5	防火上主要な間仕切り壁
解 10 - 9	木造3階建て共同住宅等の直接外気に開放された廊下等について	解-107	⇒	単 4 - 4	木三共・木三学の直接外気に開放された廊下等
解 11 - 1	高さの算定	解-108	⇒	総 5 - 3	高さに算入しない屋上突出物
解 11 - 1	高さの算定	解-108	⇒	集 6 - 2	日影の検討対象とする建築物の高さ
解 11 - 1	高さの算定	解-108	⇒	集 7 - 3	高度地区における屋上に設ける塔屋、建築設備の高さ

○ 質疑応答編

平成30年5月改訂版での項目		(ページ)		令和5年4月改訂版での対応項目	
質 1 - 1	小規模な鋼製の置型倉庫の取扱い	質-1	⇒	総 1 - 1	建築物
質 1 - 2	水平ブレース等の耐火被覆	質-2	⇒	単 4 - 1	耐火建築物の水平ブレース等の耐火被覆
質 1 - 3	管理人住宅と共同住宅の敷地の取扱い	質-3	⇒	総 1 - 3	管理人住宅と共同住宅等の敷地の取扱い
質 1 - 4	軒の高さ	質-4	⇒	総 5 - 4	軒の高さ
質 1 - 5	周囲の地面と接する位置の設定について（盛土の場合）	質-6	⇒	総 5 - 7	地盤面（盛土が行われている場合）
質 1 - 6	周囲の地面と接する位置の設定について（からぼり等がある場合）	質-7	⇒	総 5 - 8	地盤面（からぼり等がある場合）
質 1 - 7	法第87条の2に基づく昇降機の確認申請について	質-8	⇒	雑 1 - 1	昇降機の確認申請
質 1 - 8	建築物と昇降機の一体申請について	質-10	⇒	雑 1 - 1	昇降機の確認申請
質 1 - 9	小荷物専用昇降機の確認申請について	質-11	⇒	雑 1 - 1	昇降機の確認申請
質 1 - 10	建築設備としての昇降機に該当しない機器について	質-12	⇒	雑 1 - 1	昇降機の確認申請
質 1 - 11	準耐火構造の軒裏の構造方法	質-13	⇒	単 4 - 2	準耐火構造の軒裏の構造方法
質 1 - 12	準耐火構造（法第2条第九号の三、イ）の小屋裏のはりと天井の構造方法	質-14	⇒	単 4 - 3	主要構造部の性能の取扱い
質 1 - 13	認可外保育施設等について	質-15	⇒	総 2 - 3	認可外保育施設
質 2 - 1	塀の控壁	質-16	⇒	単 1 - 1	補強コンクリートブロック造の塀の控壁
質 2 - 2	児童福祉施設等	質-17	⇒	総 2 - 2	児童福祉施設等
質 2 - 3	火を使用する室に設けなければならない換気設備等	質-21	⇒	単 2 - 6	火を使用する室に設けなければならない換気設備
質 2 - 4	2室の共通採光	質-22	⇒	単 2 - 4	2室の共通採光及び換気
質 2 - 5	長屋	質-23	⇒	総 2 - 8	長屋
質 2 - 5	長屋	質-23	⇒	条 1 - 8	長屋の側面に設ける空地
質 2 - 6	2以上の直通階段の設置を必要とする場合の階段の位置	質-25	⇒	単 6 - 3	2以上の直通階段
質 2 - 7	避難上有効なバルコニーの構造	質-27	⇒	単 4 - 5	木三共の避難上有効なバルコニー
質 2 - 7	避難上有効なバルコニーの構造	質-27	⇒	単 6 - 4	避難上有効なバルコニー
質 2 - 8	避難階段の形態	質-28	⇒	単 6 - 6	避難階段
質 2 - 9	避難階段とP S	質-30	⇒	単 6 - 7	避難階段とP S
質 2 - 10	屋外階段に面する排煙設備の開口部	質-31	⇒	単 6 - 5	屋外階段
質 2 - 11	屋外避難階段の幅	質-32	⇒	単 6 - 6	避難階段
質 2 - 12	バルコニー等に設ける手すりの高さ	質-33	⇒	単 6 - 10	バルコニー等に設ける手すりの高さ
質 2 - 13	排煙設備の設置免除の制限	質-34	⇒	単 7 - 3	排煙設備の設置免除
質 2 - 14	防煙壁	質-35	⇒	単 7 - 5	防煙区画
質 2 - 15	排煙設備の設置緩和	質-36	⇒	-	削除

質 2 - 16	排煙設備の構造	質-37	⇔	単 7 - 6	排煙設備の構造
質 2 - 17	排煙設備の「特殊建築物の主たる用途に供する部分」	質-38	⇔	-	削除
質 2 - 18	昇降路の防火区画（たて穴）	質-40	⇔	単 5 - 1	昇降路の堅穴区画
質 2 - 19	飲料用給水タンク等の安全上及び衛生上支障のない構造	質-41	⇔	単 10 - 1	飲料用給水タンク等の安全上及び衛生上支障のない構造
質 2 - 20	エレベーターの種別（用途・構造）と設置条件	質-43	⇔	単 10 - 2	エレベーターの種別（用途・構造）と設置条件
質 2 - 21	共同住宅におけるエレベーターの非常用連絡装置及び防犯対策	質-44	⇔	単 10 - 4	エレベーターの非常用連絡装置
質 2 - 21	共同住宅におけるエレベーターの非常用連絡装置及び防犯対策	質-44	⇔	単 10 - 5	共同住宅に設置するエレベーターの防犯対策
質 2 - 22	エレベーター機械室	質-45	⇔	単 10 - 3	エレベーター機械室
質 2 - 23	非常用エレベーターの乗降ロビー	質-46	⇔	単 10 - 6	非常用エレベーターの乗降ロビー
質 2 - 24	道路の角にある敷地内のすみ切り	質-47	⇔	条 1 - 1	道路の角にある敷地内の建築制限
質 2 - 25	路地状敷地	質-49	⇔	条 1 - 2	路地状敷地における建築制限
質 2 - 25	路地状敷地	質-49	⇔	条 1 - 3	路地状部分における建築制限
質 2 - 25	路地状敷地	質-49	⇔	条 2 - 1	路地状敷地における特殊建築物の建築制限
質 2 - 26	路地状敷地の認定建替	質-50	⇔	条 1 - 2	路地状敷地における建築制限
質 2 - 27	現に幅員が4m以上の道路等	質-51	⇔	条 1 - 4	「現に」幅員が4m以上の道路
質 2 - 28	空地等への敷地内の避難通路	質-53	⇔	条 2 - 2	体育館等、劇場等、百貨店等の敷地内通路
質 2 - 29	がけの付近の建築制限	質-54	⇔	条 1 - 6	崖の付近の建築制限
質 2 - 30	前面空地	質-58	⇔	条 2 - 3	劇場等、百貨店、マーケット又は物品販売業を営む店舗の前面空地
質 2 - 31	自動車車庫等の位置について	質-60	⇔	条 2 - 5	自動車車庫又は自動車修理工場の出入口の位置
質 2 - 32	既存の建築物に対する適用の除外	質-64	⇔	条 3 - 3	既存の建築物に対する適用除外
質 2 - 33	避難経路に係る風除室等の取扱い	質-66	⇔	単 7 - 3	排煙設備の設置免除
質 2 - 34	平成12建告第1436号第四号ニについて	質-67	⇔	単 7 - 4	排煙方式が異なる異種排煙の区画
質 2 - 35	路地状敷地の非常用の進入口の取扱い	質-68	⇔	単 8 - 2	非常用の進入口が面する道又は通路
質 2 - 36	防火上主要な間仕切り壁への改修	質-69	⇔	単 5 - 5	防火上主要な間仕切り壁
質 3 - 1	法第42条第2項による道路の後退明示	質-70	⇔	集 1 - 2	法第42条第2項による道路の後退
質 3 - 2	法第42条第2項による道路の後退方法	質-71	⇔	集 1 - 2	法第42条第2項による道路の後退
質 3 - 3	敷地の接道長さ	質-72	⇔	集 1 - 3	敷地の接道長さ
質 3 - 3	敷地の接道長さ	質-72	⇔	条 1 - 5	現に幅員が4m以上の道路への「接道」
質 3 - 4	敷地が2以上の道路に面する場合の適用除外	質-74	⇔	条 3 - 1	敷地と道路との関係についての認定
質 3 - 4	敷地が2以上の道路に面する場合の適用除外	質-74	⇔	条 3 - 2	路地状敷地における特殊建築物の建築制限についての認定
質 3 - 5	第一種低層住居専用地域内の建築	質-77	⇔	集 2 - 1	第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅
質 3 - 5	第一種低層住居専用地域内の建築	質-77	⇔	集 2 - 2	第一種低層住居専用地域内に建築することができる建築物
質 3 - 6	第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域内の建築	質-78	⇔	集 2 - 3	第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域内の建築物の用途の扱い
質 3 - 7	原谷特別工業地区の建築制限	質-79	⇔	他 3 - 3	原谷特別工業地区の建築制限
質 3 - 7-2	敷地が区域、地域又は地区の内外にわたる場合	質-80	⇔	他 2 - 1	敷地が伝統的景観保全地区の内外にわたる場合
質 3 - 7-2	敷地が区域、地域又は地区の内外にわたる場合	質-80	⇔	他 3 - 1	敷地が特別用途地区の内外にわたる場合
質 3 - 8	斜面地条例での建築物の水平投影線	質-81	⇔	他 1 - 1	斜面地条例における建築物の水平投影線
質 3 - 8-2	斜面地条例での建築物の特定部分	質-82	⇔	他 1 - 2	斜面地条例における建築物の特定部分
質 3 - 9	建蔽率の角地緩和（その1）	質-83	⇔	集 3 - 3	建蔽率の角地緩和
質 3 - 10	建蔽率の角地緩和（その2）	質-85	⇔	集 3 - 3	建蔽率の角地緩和
質 3 - 11	敷地面積の最低限度（その1）	質-87	⇔	集 4 - 1	敷地面積の最低限度
質 3 - 12	敷地面積の最低限度（その2）	質-90	⇔	集 4 - 1	敷地面積の最低限度
質 3 - 13	道路斜線の制限の緩和	質-91	⇔	集 5 - 3	道路斜線（セットバック緩和）
質 3 - 14	田市街地型美観地区又は歴史遺産型美観地区における道路斜線制限の緩和	質-92	⇔	集 5 - 4	田市街地型美観地区又は歴史遺産型美観地区における道路斜線制限の緩和
質 3 - 15	建築物の敷地が隣地、接続地より1m以上低い場合のみなし地盤面	質-93	⇔	集 6 - 8	敷地が隣地、接続地より1m以上低い場合のみなし地盤面
質 3 - 16	日影規制対象建築物の事例（その1）	質-94	⇔	集 6 - 3	2以上の建築物がある場合の日影
質 3 - 16	日影規制対象建築物の事例（その1）	質-94	⇔	集 6 - 5	対象区域の内外にわたる場合の日影
質 3 - 17	日影規制対象建築物の事例（その2）	質-95	⇔	集 6 - 3	2以上の建築物がある場合の日影
質 3 - 17	日影規制対象建築物の事例（その2）	質-95	⇔	集 6 - 5	対象区域の内外にわたる場合の日影
質 3 - 18	日影が規制時間の異なる区域の内外にわたる場合	質-97	⇔	集 6 - 4	規制時間の異なる区域の内外にわたる場合の日影
質 3 - 19	日影規制を測定する水平面	質-98	⇔	集 6 - 6	日影を測定する水平面
質 3 - 20	日影規制の測定線	質-100	⇔	集 6 - 7	日影を測定する測定線
質 3 - 21	日影時間等	質-104	⇔	集 6 - 1	日影の対象区域及び日影時間
質 3 - 22	高度地区計画書の制限の緩和について	質-106	⇔	集 7 - 1	2以上の高度地区にまたがる場合
質 3 - 22	高度地区計画書の制限の緩和について	質-106	⇔	集 7 - 2	勾配屋根を有する建築物の高さの緩和
質 3 - 22	高度地区計画書の制限の緩和について	質-106	⇔	集 7 - 3	高度地区における屋上に設ける塔屋、建築設備の高さ
質 3 - 22	高度地区計画書の制限の緩和について	質-106	⇔	集 7 - 4	高度地区の北側斜線適用除外
質 3 - 24	法第52条（容積率）及び法第53条（建蔽率）の昭和45年法改正基準時について	質-109	⇔	集 3 - 1	旧法での容積率及び建蔽率（昭和45年法改正）
質 4 - 1	敷地が3種類以上の用途地域にまたがる場合	質-110	⇔	集 2 - 5	敷地が3種類以上の用途地域の内外にわたる場合
質 4 - 2	小屋裏等利用の収納庫	質-111	⇔	総 5 - 6	小屋裏物置等
質 4 - 3	屋上部分に設ける建築設備の高さ	質-115	⇔	総 5 - 1	高さに算入しない屋上部分
質 4 - 3	屋上部分に設ける建築設備の高さ	質-115	⇔	総 5 - 2	屋上に設ける建築設備の水平投影面積
質 4 - 3	屋上部分に設ける建築設備の高さ	質-115	⇔	総 5 - 3	高さに算入しない屋上突出物
質 4 - 3	屋上部分に設ける建築設備の高さ	質-115	⇔	集 7 - 3	高度地区における屋上に設ける塔屋、建築設備の高さ
質 4 - 4	階数の算定について	質-117	⇔	総 5 - 5	階数に算入しない屋上部分

○ 新規追加

平成30年5月改訂版での項目		(ページ)
-	—	—
-	—	—
-	—	—
-	—	—
-	—	—
-	—	—
-	—	—
-	—	—
-	—	—

令和5年4月改訂版での対応項目	
⇔ 単 4 - 6	耐火建築物等とすることを要しない特定小規模特殊建築物
⇔ 単 5 - 3	特定小規模特殊建築物で必要となる堅穴区画
⇔ 雑 1 - 2	一敷地に複数の建築物がある場合の仮使用
⇔ 雑 1 - 3	用途の変更
⇔ 雑 1 - 4	工作物への準用（小規模な無線アンテナ）
⇔ 雑 1 - 5	消防長等の同意を要する住宅
⇔ 条 2 - 4	劇場等の客席部とその他の部分の区画
⇔ 条 2 - 6	個室型店舗に必要な直通階段
⇔ 他 3 - 2	敷地が特別用途地区内に設定された地区にわたる場合